

## 浜松市地域防災計画の修正（案）について

## 1 主な修正内容

## (1) 静岡県地域防災計画の修正に伴う修正

- ①避難所のペット飼育管理ガイドラインについて追記 [P3]
- ②重要道路沿道建築物の耐震化について追記 [P4]
- ③南海トラフ地震に関連する情報に対する対応について追記 [P5～6]

## (2) 市独自の修正

- ①浜松市防災学習センターについて追記 [P2]
- ②ブロック塀の撤去・改修について追記 [P4]

## 2 浜松市地域防災計画の構成 ※ゴシック体部分は今回の修正（案）該当箇所

## 総則

## 風水害等対策編

- 第1章 災害予防計画 …市①
- 第2章 災害応急対策計画 …県①
- 第3章 災害復旧計画

## 地震・津波対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 災害予防計画 …県②、市②
- 第3章 地震防災施設緊急整備計画
- 第4章 地震・津波警戒対策計画 …県③
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 復旧・復興対策計画

## 大規模事故対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 道路事故対策計画
- 第3章 鉄道事故対策計画
- 第4章 海上事故対策計画
- 第5章 航空事故対策計画
- 第6章 大規模火災対策計画
- 第7章 危険物事故対策計画
- 第8章 不発弾等の発掘及び処理対策計画
- 第9章 大規模停電事故対策計画

風水害等対策編

第1章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載している）

第9節 防災知識普及計画（市民の防災に関する知識の普及のための方法及び内容を記載している）

（修正の概要）市① 浜松市防災学習センターについて追記（新旧対照表P8）

平成30年12月1日にオープンした浜松市防災学習センターについて、次世代の担い手となる小・中学生をはじめとする市民の防災に関する知識の普及、及び備えや避難行動について考えるツールとして位置づけを行う。

旧	新
<p>3 普及の方法と内容 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災知識の普及に努める。</li> <li>・ 学校教育、社会教育を通じての普及</li> <li>・ 職員及び関係者に対する普及</li> <li>・ 講習会・講演会等の開催</li> <li>・ ラジオ、テレビ、新聞、防災アプリ、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及</li> </ul> <p><u>（新設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等の印刷物による防災意識の普及</li> <li>・ 広報車等による巡回広報による普及</li> </ul>	<p>3 普及の方法と内容 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災知識の普及に努める。</li> <li>・ 学校教育、社会教育を通じての普及</li> <li>・ 職員及び関係者に対する普及</li> <li>・ 講習会・講演会等の開催</li> <li>・ ラジオ、テレビ、新聞、防災アプリ、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及</li> </ul> <p><u>・ 浜松市防災学習センターの活用による防災知識の普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等の印刷物による防災意識の普及</li> <li>・ 広報車等による巡回広報による普及</li> </ul>

第2章 災害応急計画（災害時の被害拡大を防止するための対策を記載している）

第7節 愛玩動物救護計画（市、県及び飼い主等が行う愛玩動物に関する実施事項を記載している）

（修正の概要）県① 避難所のペット飼育管理ガイドラインについて追記（新旧対照表P11）

避難所における愛玩動物の取扱について、静岡県が平成29年3月に策定したガイドラインを広く住民に周知を行う旨が静岡県地域防災計画において明記された。市の避難所における愛玩動物の取扱についても当ガイドラインの対応方針に沿っていることから、市でも記載する。

旧		新													
○ 災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施事項を定める。		○ 災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施事項を定める。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>「<u>災害時におけるペットの救護対策ガイドライン</u>」、 「災害時における愛玩動物対策行動指針」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	市	「 <u>災害時におけるペットの救護対策ガイドライン</u> 」、 「災害時における愛玩動物対策行動指針」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>「<u>人とペットの災害対策ガイドライン</u>」、 「災害時における愛玩動物対策行動指針」、 「<u>避難所のペット飼育管理ガイドライン</u>」、 マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	市	「 <u>人とペットの災害対策ガイドライン</u> 」、 「災害時における愛玩動物対策行動指針」、 「 <u>避難所のペット飼育管理ガイドライン</u> 」、 マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。	(略)	(略)
区分	内 容														
市	「 <u>災害時におけるペットの救護対策ガイドライン</u> 」、 「災害時における愛玩動物対策行動指針」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。														
(略)	(略)														
区分	内 容														
市	「 <u>人とペットの災害対策ガイドライン</u> 」、 「災害時における愛玩動物対策行動指針」、 「 <u>避難所のペット飼育管理ガイドライン</u> 」、 マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。														
(略)	(略)														
(略)		(略)													

地震・津波対策編

第2章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載している）

第2節 自主防災活動（市民及び自主防災組織が行う防災対策や活動、市の支援を記載している）

（修正の概要）市② ブロック塀の撤去・改修について追記（新旧対照表P19）

これまでも危険なブロック塀への対応は、住民が行うべき対策の1つであったが、平成30年大阪府北部地震において、住民が崩壊した民家のブロック塀の下敷きになり死亡したことを踏まえ、改めて強調する。

旧	新								
<p>1 市民の果たすべき役割</p> <p>○ 市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">平常時から実施する事項</td> <td>                     (略)                      ⑩ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入                      ⑪ 家屋の補強等                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	平常時から実施する事項	(略) ⑩ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入 ⑪ 家屋の補強等 (略)	(略)	(略)	<p>1 市民の果たすべき役割</p> <p>○ 市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">平常時から実施する事項</td> <td>                     (略)                      ⑩ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入                      ⑪ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等                      (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	平常時から実施する事項	(略) ⑩ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入 ⑪ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等 (略)	(略)	(略)
平常時から実施する事項	(略) ⑩ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入 ⑪ 家屋の補強等 (略)								
(略)	(略)								
平常時から実施する事項	(略) ⑩ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入 ⑪ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等 (略)								
(略)	(略)								

第5節 地震災害予防対策の推進（耐震対策や避難計画等の内容を記載している）

（修正の概要）県② 重要道路沿道建築物の耐震化について追記（新旧対照表P22）

静岡県において、緊急輸送ルートの通行確保に備えた、道路整備の他、沿道建築物等の耐震化について、重点的に行う方針となった。この旨について静岡県地域防災計画において明記されたことから、市でも明記する。

旧	新
<p>13 緊急輸送活動の確保</p> <p>(略)</p> <p>○ 復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>13 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p>○ <u>災害時に緊急輸送ルートの通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。</u></p>

第4章 地震津波警戒対策（市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を記載している）

（新設）第18節 南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について

（修正の概要）県③ 南海トラフ地震に関連する情報に対する対応について追記（新旧対照表P30）

「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の県の暫定的な対応について、静岡県地域防災計画において明記されたことを踏まえ、市の暫定的な対応について市でも明記する。

旧	新											
（新設）	<p>○ 南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応の概要について定める。</p> <p>≪「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の市が実施する防災対応等について≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表される情報の種別</th> <th style="text-align: center;">参集体制</th> <th style="text-align: center;">実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">① 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</td> <td style="vertical-align: top;">事前配備体制（情報収集） 【「東海地震調査情報」（臨時）発表時の参集要員】</td> <td style="vertical-align: top;">① 情報収集、広報 ② 各部、各区等への情報伝達</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">② 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</td> <td style="vertical-align: top;">災害対策本部体制（第1次非常配備） 【東海地震注意情報発表時の参集要員】</td> <td style="vertical-align: top;">① 今後の対応方針の検討 ・市民への呼びかけ（広報） ・重要施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認等 ※状況に応じて市地域防災計画にある東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる</td> </tr> </tbody> </table>			発表される情報の種別	参集体制	実施事項	① 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時	事前配備体制（情報収集） 【「東海地震調査情報」（臨時）発表時の参集要員】	① 情報収集、広報 ② 各部、各区等への情報伝達	② 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	災害対策本部体制（第1次非常配備） 【東海地震注意情報発表時の参集要員】	① 今後の対応方針の検討 ・市民への呼びかけ（広報） ・重要施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認等 ※状況に応じて市地域防災計画にある東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる
発表される情報の種別	参集体制	実施事項										
① 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時	事前配備体制（情報収集） 【「東海地震調査情報」（臨時）発表時の参集要員】	① 情報収集、広報 ② 各部、各区等への情報伝達										
② 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	災害対策本部体制（第1次非常配備） 【東海地震注意情報発表時の参集要員】	① 今後の対応方針の検討 ・市民への呼びかけ（広報） ・重要施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認等 ※状況に応じて市地域防災計画にある東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる										

	<p>○「<u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u>」として（臨時）の情報が発表された場合には<u>平常業務体制に移行する。</u></p>
--	--